



前最高裁判所判事

須藤 正彦 会員

今月号のインタビューでは、昨年末に最高裁判所判事を退官されたばかりの須藤正彦会員から、最高裁判所の日常や最高裁判所からみた弁護活動の在り方、最高裁判事としての心構え、若手会員へのメッセージなど、様々なテーマについてお話を伺いました。弁護士の視点と裁判所の視点を併せ持つ須藤会員のお話は、印象に残るものばかりです。

(聞き手・構成：難波 知子，鈴木 啓太)

——在任中に関与された事件の数を教えてください。

昨年10月末時点の統計によりますが、私が所属した第二小法廷と大法廷で終局した事件数は、民事の上告、上告受理事件が計2915件（上告と上告受理の並行申立事件は1件とカウントしています。）、特別上告、特別抗告、許可抗告申立事件が計1271件、刑事の上告、上告受理申立事件が計1328件です。2か月後の退官時には、民事上告、上告受理事件は300件超、刑事上告事件は1500件程度といえます。民事事件の中には行政事件も含まれています。

——その中で、審議事件というのは、どのくらいの割合になるのでしょうか。

審議事件は、同じく10月末で民事は293件ですから2か月後の退官時には300件超と思われまます。先ほどの民事の2915件中行政事件は412件にしかすぎませんが、判決になった事件数は、行政事件の方がそれ以外の民事事件を上回っています。なお、大法廷審議事件は、件数にすると6件です。

——執務環境や日々のスケジュールというのは、どのよ

うなものだったのでしょうか。

まず、執務環境ですが、私は、弁護士を40年間やって最高裁に入ったわけですが、実に素晴らしい執務環境であると思いました。秘書官、運転技官、秘書官の補助の事務官が専用に付いて、合計3人、いわば「チーム須藤」というのがあるわけです。その他に、事件ごとに調査官が付いて、裁判官同士の審議に至るというわけです。非常に周りの人に恵まれて、こんなに充実した3年間はないなという時期を過ごしたという感じがします。

日々のスケジュールですが、朝、公用車で9時過ぎには登庁し、執務室に入ったときには、うず高く持ち回り事件の記録が積まれています。この持ち回り記録をひたすら読んでいるところに審議事件の記録も持ちこまれます。いずれの記録にも調査官報告書が付せられています。疑問や不明の点は調査官に執務室に来てもらい、説明を受けたり、補充の調査や資料の提出を求めたりします。審議事件というのは、小法廷の全裁判官が実際に審議室に会して審議する事件で、持ち回り事件というのは、それら裁判官各人がそれぞれ個別に当たって持ち回りで審議を

するという事件のことです。難しい事件となると夢にまで現れ、うなされたりしますが、とはいえ、出身母体を異にし（所属した第二小法廷では、私以外は、それぞれ、裁判所、法務省・検察庁、外務省の出身の方々でした。）、人格識見ともに心から尊敬できる同僚判事と真剣に審議しえたことが、何ととっても最高裁判事として最大の醍醐味でした。持ち回りか、審議かは、調査官がまずふるい分けをするのですが、そこで持ち回りとされた案件も、裁判官が一人でも審議相当と判断する場合は審議事件となります。持ち回り案件とされている事件の中には悩ましいものが少なくありません。結論をどうするかということも含めて審議事件とすべきかどうか、1週間も10日も記録を机の上に置いたまま悩み、暫定的結論として長文のメモを書き他の裁判官の意見を求めるという案件も結構ありました。持ち回り事件は大量にあり、ここで処理が遅れると未済のものが滞留する一方となりますので、執務室では、どちらかといえばこれを優先して読むといえます。差し支えないものを自宅に持ち帰り、いろいろ考えたりメモを作成したりするのが審議事件ということになります。弁護士の時は、いよいよ調子が上がってきたなということで、今日は7時か8時くらいまでやろうということは十分可能なのですが、裁判所では、守衛さんや職員の方の執務体制の関係もあり、そういうわけには行かず、遅くとも6時には退庁します。強制退去だと冗談めかす人もいます。

——膨大な数の上告がある中で、心に響く書面、印象に残る書面というのは、どういうものでしょうか。

すでに述べたとおり、調査官がまず持ち回りか、審議かのふるい分けをするという前捌きを行います。この調査官は、ご承知のとおり裁判官任官して15年から20年ぐらいの、本当に力がある人たちです。この調査官とのやり取りは、最高裁判事としてのもう一つ

の醍醐味です。もっとも、調査官にとっては、私とのやり取りは苦痛だったかもしれませんがね（笑）。いずれにしても、上告での書面は、まずはその調査官の心を捉えるものでないといかんということでありましょう。そして、審議事件になった上では、小法廷の裁判官たちの心を捉えるものでなければならないのは当然です。

じゃあ、どういう書面が心に響くかということ、やっぱりポイントをちゃんと押さえて、原審の判断のどこがおかしいか、どこがピントがずれているかということを的確に突いていることでしょうか。そういっては悪いけれど、手抜きや不勉強がありありと分かるような書面に出会うと、もしそうでなければ別の結論になったかもしれないのと思われるし、さりとて最高裁の介入には越えられない限界があるしで、当事者本人が気の毒に見えてしまうという時があります。それから、強調したい点はつい力が入ってしまいがちですが、同じことを長々と繰り返すと、説得力が薄まってしまうのではないのでしょうか。もっとも、私も長い個別意見を書いた身でして、そのことをタナに上げた上での話になってしまいますがね。

——最高裁判事としての心構えや、目標としていたことを教えてください。

最高裁というのは最終審ですから、その判断によって人の運命を決定づけるし、また、社会の進むべき方向性についても影響を与えますので、非常に畏れ多いという気持ちをずっと抱いていました。これは終始変わらなかったなという感じです。

それから、最高裁も、もちろん裁判所でしかも最終審ですから、個々の事案の適正な解決ということは至上命題ですが、最高裁では何が特に大事かというと、やはり憲法の番人ということですね。もちろん下級審も違憲審査権があるのは同じですけども、憲法上最高裁は終審裁判所として規定され、世間で

は憲法の番人といわれているわけですから、その認識を持っていることは常に必要かなと思います。また、統治の仕組みとして三権分立ということでチェックアンドバランスということが求められているわけですから、立法、行政との緊張関係ということを中心に念頭に置いていることが大切だと思います。もし、そのような点を欠落したら、最高裁は通常の最上級裁判所、誤解を恐れずに取って置けば、大審院か第二高等裁判所といった感じになりかねないのであって、それはちょっと違うなと思うのです。

それから、これは最高裁判事の職務に直接結びつくわけではありませんが、就任前、別のところで、この世で最も大切なことは平和と安全のなかで経済が活性化し、雇用の場が確保され、教育や福祉が充実することだとか、弁護士の綱紀懲戒に関連して弁護士自治はとても大切であるなどと書いたりしましたが、これらは職務に臨むにあたっての一種のこだわりであったかも知れません。後者は、東弁の副会長や日弁連の綱紀委員会委員長を務めさせてもらったことが影響しているのかもしれないですね。

—— 弁護士として事件に関わるときと違って、最高裁では当事者や現場を見ることはほとんどありませんが、そのあたりについては、どのようにお感じになられたでしょうか。

民事と刑事では意味合いを異にしますが、上告審たる最高裁は、直接尋問したり現場を見たりしませんので、その役割は、基本的に、一、二審で明らかにされた事実を基にして法律審として法律判断をすることだと思います。そこで、民事事件においてですが、法律的に問題がありそうなものだけを例外的に取り上げるということを徹底する考え方に至りうるわけです。アメリカの連邦最高裁では、サーシオレイライ（いわゆる裁量上告）ということで取り上げる事件数は少ないようですから、この考え方に近い

のかもしれない。しかし、日本の場合には、「まだ最高裁がある」という言葉に象徴されるように、どうも最高裁には何もかも分かってもらえるんだというような望みを託す面がある。マスコミも最高裁に期待を寄せ、ウツカリすると、背景事情の解明まで期待するようなどころがある。最高裁は最高裁で、上告制度から見ればどうかと思うようなものも取り上げて、実に丁寧に扱っている。不受理になった事件でも、たった2行、3行の不受理決定をもらった人にはこのことは分からないかもしれないけど、ずいぶんと丁寧な検討がなされているといえます。下級審も含めて司法が信頼される、司法がこれに応えようとして一生懸命になるという循環自体はとても大切なことですが、最高裁については、上告審としてそこまで取り組まなくともと思われるような問題に立ち入って取り組むことについては、本当に重要な法律問題や憲法問題に割く時間が少なくなってしまうのではないかとの批判があります。このあたり、最高裁はどうあるべきかということについては、自分の頭の中でどうも十分整理できないまま任期を終えてしまったように思います。

—— ご自分が関与された判決についての評価を見られることはありますか。

ほとんど見ていないですね。いろいろな法律雑誌での判例批評など、気にならないわけじゃないですけども、食べ終わるとすぐ次のそばが出てくる盛岡の「わんこそば」に喩えられるように、1つの事件が終わったらすぐ次の事件に取りかからなければならず、正直なところ、過去の事件にいちいち細かく付き合う余裕はなかったというところですね。まあ、インターネットでどう言われようと、どのような判例批評がなされていようと、腹をくくって目の前の事件に全力を集中するという感じでした。これからはゆっくり見ることがあるのかもしれない。



須藤 正彦

——判例に対する批評について再反論するということについては、どのようにお考えですか。

今後も再反論するようなことは考えておりません。一言でいえば、「裁判官は弁解せず」ということです。

私は3年間の在任期間中に25ほどの個別意見を書きました。このうち、4つが反対意見、4つが意見（うち、1件は公刊物未掲載）で、それ以外は補足意見ですが、これらには「裁判官は弁解せず」の反面の意味があるかもしれません。というのも、最高裁の裁判は最終的な公権力の行使という重要な意味があるわけですが、個別意見は、どうしてこういう判断になったのかということについて説明するという面があるわけで、最終的な公権力の行使について説明責任（アカウントビリティ）を果たすという意味にも捉えられると思われるからです。裁判所法11条には最高裁の各裁判官の意見の表示のことが規定されています。補足意見は法的安定性の観点からあまり書くべきじゃないんだという考え方があって、そういう考え方を決して否定するつもりはないのですが、個別意見によって敗訴者に一種の納得感を与えることもできる。納得感を与えるということは、司法に対する

法曹志望者が激減しているなどの話を聞くと、胸が痛みます。人間は変化し成長を遂げるのであり、始めは薄弱であっても途中から強固な意志を抱くことはいくらでもありうるものであって、可能性がある者が入り口に近寄ろうとしなくなるような事態は望ましいとは思われません。

信頼を高めるといえると思います。もっとも、こういう風に考えるのは代理人弁護士の発想からでしょうかね。いずれにしても、「裁判官は弁解せず」で、判例批評などに対して再反論する気持ちはありません。

——法曹人口が増員されたり、法科大学院制度ができたりしましたが、司法改革による変化についてどのようにお考えでしょうか。

司法制度改革のうちの1つが裁判員制度ですが、これは、国民の司法参加という観点からして、非常に画期的な制度で、ポジティブに評価すべきだろうと思います。

また、法曹人口の増員が実現したことによって、法テラスの制度その他を通じて弁護士へのアクセスがより容易になっているという成果が生じているということは事実でしょう。また、法科大学院も、さまざまな議論があることは承知しておりますが、新たな法曹養成の理念の下に関係者の努力がなされ成果を上げていると思われます。ただ、法曹人口、とりわけ弁護士人口の増員の問題について、更に私の感想めいたことを言うと、私は司法研修所の民弁教官経験

者ですから、修習生が就職先が決まらないことや、法曹志望者が激減しているなどの話を聞くと、正直言って胸が痛みます。もちろん、弁護士人口の問題は、弁護士によるサービスは必ずしも行き渡っているわけではないと指摘されているところでもあり、また、高度にパブリックな側面があるわけですから、単なる需要供給の問題として捉えるのは間違いであると思いますし、また、需要供給の問題として捉えるとしても、現在の弁護士の業務形態や活動領域をイメージしてこれを固定化しそれを前提として需要予測を行う、あるいは現状の市場規模を前提にして供給量を少なく決め込むことも正しくないと思うのです。しかし、こんなことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、社会というのは一定の法則で動いているといえましょうから、弁護士というものの需要供給の関係も市場原理から免れるものではない、そして、市場規模には一定の限界があるという意味において市場原理を軽視してはいけないんじゃないか、需要という分母はなるほど極めて不確定かつ流動的で、中長期的な推計をすることも困難かもしれないけれども、その動向は慎重に見極めて行くべきではないかなという感じは正直持っていますね。確かに、大変な苦勞をしながらもなお報われないというのもこの世の常の姿といえますから、苦勞して難しい資格を取ったからには食べて行けなければならないという考え方があるとすればそれは必ずしも世間から支持を受けられるものでないかもしれません。しかし、一般に生活の方途が確保されていることは人格の独立のための一つの前提基盤といえましょう。特に、社会における弁護士の重要な役割を考えますと、法曹として社会で役に立とうと志を抱き、能力もすぐれ、多様性を有する人材が、入り口にたどり着くまでの経済的負担に耐え切れないう、入り口に入っても今度は一人前になるための実地のトレーニングを受ける機会を得難い、とても食べて行けそうもないとの見通しの下に、法曹界に入る

ことをはじめから断念するとしたら、それはそれで社会にとって望ましい事態とは思えません。食べて行けないから断念してしまうようなそんな情けない志などそもそも志とは言えないという考え方ももちろんあると思いますが、しかし、人間は変化し成長を遂げるのであり、始めは薄弱であっても途中から強固な意志を抱くことはいくらでもありうるのもあって、可能性がある者がはじめて入り口に近寄ろうとしなくなるような事態は決して望ましいとは思われません。

——若手の弁護士に対して、何かメッセージを頂けますでしょうか。

大多数の皆さんは、自己実現、ありていに言うならば、たった一度の人生であるからには意義ある仕事をするを通じて世の中から自分の価値を認められたい、との思いでこの道に入ってきたのではないかと思います。その点からすると、先ほど述べたように、現在は非常に厳しい環境ですね。そういう中で大変だろうなと思いますけれども、地道に時間をかけて自分の技と精神を磨き、しかしチャレンジ精神を忘れずに汗をかいて現状を切り拓いていってほしいと思います。努力の積み重ねをすれば、世の中には、必ずそれを認める人がいます。いつか壁は突破できるのだと信じて頑張ってもらいたいですね、ネバー・ギブ・アップで。

——今日はありがとうございました。

プロフィール すどう・まさひこ

1970年4月弁護士登録。東京弁護士会入会。東京弁護士会副会長、同国際委員会委員長、日本弁護士連合会綱紀委員会委員長、司法研修所民事弁護教官などを歴任。2009年12月から2012年12月まで最高裁判所判事。同退官後、2013年1月に弁護士再登録、東京弁護士会に入会。